

# HPVワクチンの接種を受けるに当たっての説明

○ 保護者の方は必ずお読みください

**！ HPVワクチンは、現在、接種を積極的にはお勧めしていません。(令和3年1月1日現在)**  
この説明書をよくお読みいただき、ワクチンの有効性と副反応等のリスクをご理解した上で接種についてご判断ください。

## 1 HPVワクチンで予防できるヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の症状について

HPVは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微小なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも16型、18型とよばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

## 2 接種できるワクチンの種類と接種スケジュール

令和3年1月現在接種できるワクチンは2種類あります。

途中でワクチンの種類は変更されませんので、必ず1回目に接種した種類のワクチンを3回目まで接種してください。

### <ワクチン1>

・2価ワクチン（HPV16型、18型）【製品名：サーバリックス】

（標準的な接種方法）

1回目の接種から、1か月の間隔をあけて2回目、6か月の間隔をあけて3回目を接種する。

（標準的な接種方法をとることができない場合）

1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて2回目、3回目の接種は1回目の接種から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて接種する。

### <ワクチン2>

・4価ワクチン（HPV 6型、11型、16型、18型）【製品名：ガーダシル】

※ HPV 6型、11型は尖圭コンジローマの発症原因とされております。

（標準的な接種方法）

1回目の接種から、2か月の間隔をあけて2回目、6か月の間隔をあけて3回目を接種する。

（やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合の接種方法）

1回目の接種から1か月以上の間隔をあけて2回目、2回目の接種から3か月以上の間隔をあけて3回目を接種する。

## 3 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの型のHPVのウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPV感染症にかかることを防ぐことができます。子宮頸がんの原因となる全てのHPVに予防効果がある訳ではありません。予防接種を受けた方も、20歳になったら定期的に子宮頸がん検診を受けることが大切です。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めてまれですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

### 【HPVワクチンの主な副反応】

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（接種後30分以内に起こるショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等があります。

## 4 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がい治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、各保健センター（健康・子ども課）にご相談ください。

< 裏面もご覧ください >

## 5 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施は、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している場合は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

## 6 保護者の同伴について

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。13歳以上（中学1年生～高校1年生）の方に対するHPVワクチンの予防接種については、保護者がこの説明書や予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合に、以下の同意書及び予診票に自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。

以下の同意書及び予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、各保健センター（健康・子ども課）に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

○ 保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

### ① 接種を希望し、保護者が同伴する場合

同意書への署名は必要ありません。予診票の保護者自署欄は医師の診察等を受けた後に記入してください。

### ① 接種を希望し、保護者が同伴しない場合

同意書と予診票の「保護者が同伴しない場合」の保護者自署欄に保護者本人が署名してください。

署名した同意書と予診票を、当日お子様に持参させ、接種する医療機関に提出してください。

※ お子様が1人で予防接種を受ける場合、必ず保護者署名のある同意書と予診票が必要です。

同意書と予診票に保護者の署名がない場合、予防接種を受けることはできません。

## 同 意 書

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子供に接種させることに同意します。

なお、本説明書は、保護者の方に予防接種に対する理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、この同意書が札幌市に提出されることに同意します。

保護者自署 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

緊急の連絡先 \_\_\_\_\_